

会津美里町公共物等有料広告掲載取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町の財源確保及び地元企業等の活性化を図るため、町の公共物等に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第 2 条 広告の掲載ができる公共物等(以下「公共物等」という。)とは、次のとおりとする。

- (1) 町が発行する刊行物、印刷物及びそれに類するもの
- (2) 町のホームページ
- (3) その他町長が広告掲載を認めるもの

(広告の範囲)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 公共物等の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (8) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (10) 当該広告の内容について町が推奨しているかのように、町民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (11) 誇大表示、不当表示等、表現方法が適当でないもの
- (12) 青少年の教育上好ましくないもの
- (13) 前各号に定めるもののほか、町長が広告として掲載することが適当でないと認めるもの

(広告の掲載順位)

第 4 条 同一の公共物等について広告掲載希望が複数ある場合の広告の掲載順位は、次のとおりとする。ただし、同一順位内における優先順位は、第 8 条に規定する広告掲載申込みの受付順とする。

- (1) 公共的団体及びそれに類する者の広告
- (2) 私企業のうち公共的性格のある企業で、町内に事業所等を有する者の広告
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の私企業及び自営業で、町内に事業所等を有する者の広告
- (4) その他掲載する広告として適当であると町長が認める者の広告

(広告の規格等)

第 5 条 広告の規格、掲載期間、掲載位置、掲載枠数等は、公共物等の使用目的を妨げない範囲内で、公共物等ごとに別に定める。

(広告掲載料)

第 6 条 広告掲載料は、公共物等の種類、掲載位置、掲載期間、広告の規格、広告の効果等を勘案して、公共物等ごとに別に定める。

(広告掲載希望者の募集方法)

第 7 条 広告の募集は、広報あいづみさと、町ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第 8 条 広告掲載の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、会津美里町公共物有料広告掲載申込書(様式第 1 号。以下「申込書」という。)により、掲載しようとする広告の原稿、又は広告内容がわかるものを添えて、町長に申込みをするものとする。

2 前項による申込みの際は、町長は必要に応じて申込者の業務内容等がわかるものの提示を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第 9 条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込書を受理したときは、内容の審査を行い、掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に会津美里町広告掲載決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(広告審査委員会)

第 10 条 広告掲載の可否を決定するにあたり、必要な審査を行うため、会津美里町広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、副町長をもって充てる。ただし、委員長に事故あるとき又は欠けたときは総務課長をもって充てる。

4 委員は、総務課長、まちづくり政策課長、税務課長、農林課長及び商工観光課長を充てる。

5 委員会の庶務は、総務課において処理するものとする。

(広告掲載料の納付)

第 11 条 広告掲載が決定した申込者(以下「広告主」という。)は、別に指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載に係る経費の負担)

第 12 条 版下原稿及び広告の作成等の経費は、原則として広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第 13 条 町長は、広告の掲載が決定した後に、次の各号に該当することが判明した場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が、指定する期日までに版下原稿等を提出しなかった場合

(2) 広告掲載料を納入しなかった場合

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

2 前項の規定により広告の掲載を取り消す場合は、広告掲載取消通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第14条 広告掲載が決定した後又は広告掲載期間内に、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載が中止になったときは、広告掲載料の一部又は全額を還付する。

（広告主の責任）

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 掲載する広告について法的手続きが必要な場合は、広告主が行う。

3 第13条の規定により広告掲載を取り消した場合又は広告主の意思で広告掲載を中断した場合は、それによって生ずる一切の費用を広告主が負担する。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日告示第139号）

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年8月31日告示第86号）

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。